

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年7月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400058 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400024 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年3月から平成17年4月まで及び平成17年6月から平成21年8月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。次の表の第一欄に掲げる期間のうち、平成13年3月から平成17年4月まで及び平成17年6月から平成21年8月までの標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成13年3月から平成17年4月まで及び平成17年6月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月から平成17年4月まで及び平成17年6月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成14年10月から平成15年8月まで、平成17年5月、平成17年6月及び平成20年1月から平成21年8月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。次の表の第一欄に掲げる期間のうち、平成14年10月から平成15年8月まで、平成17年6月及び平成20年1月から平成21年8月までの標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とし、平成17年5月の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成14年10月から平成15年8月まで、平成17年5月、平成17年6月及び平成20年1月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額（次の表の第三欄（平成17年5月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成13年3月	28万円	59万円	—
平成13年4月から同年6月まで	28万円	50万円	—
平成13年7月及び同年8月	28万円	44万円	—
平成13年9月及び同年10月	32万円	47万円	—
平成13年11月から平成14年4月まで	32万円	50万円	—
平成14年5月から同年9月まで	32万円	47万円	—
平成14年10月から平成15年8月まで	32万円	47万円	50万円
平成15年9月から平成17年4月まで	32万円	47万円	—
平成17年5月	32万円	—	47万円
平成17年6月	32万円	34万円	47万円
平成17年7月及び同年8月	32万円	47万円	—
平成17年9月から平成18年3月まで	32万円	44万円	—
平成18年4月	32万円	47万円	—
平成18年5月から平成19年12月まで	32万円	44万円	—
平成20年1月から同年8月まで	32万円	41万円	44万円
平成20年9月から平成21年8月まで	36万円	41万円	44万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 5 月 6 日から平成 22 年 5 月 13 日まで

A社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 13 年 3 月から平成 17 年 4 月まで及び平成 17 年 6 月から平成 21 年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書、A社が提出した貸金台帳及び同社からの給与の振込先とする株式会社B銀行の預金取引明細照会（流動性）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 13 年 3 月から平成 17 年 4 月まで及び平成 17 年 6 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 13 年 3 月	28 万円	59 万円	—
平成 13 年 4 月から同年 6 月まで	28 万円	50 万円	—
平成 13 年 7 月及び同年 8 月	28 万円	44 万円	—
平成 13 年 9 月及び同年 10 月	32 万円	47 万円	—
平成 13 年 11 月から平成 14 年 4 月まで	32 万円	50 万円	—
平成 14 年 5 月から同年 9 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月まで	32 万円	47 万円	50 万円
平成 15 年 9 月から平成 17 年 4 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 17 年 5 月	32 万円	—	47 万円
平成 17 年 6 月	32 万円	34 万円	47 万円
平成 17 年 7 月及び同年 8 月	32 万円	47 万円	—
平成 17 年 9 月から平成 18 年 3 月まで	32 万円	44 万円	—
平成 18 年 4 月	32 万円	47 万円	—
平成 18 年 5 月から平成 19 年 12 月まで	32 万円	44 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	32 万円	41 万円	44 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	36 万円	41 万円	44 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年3月から平成17年4月まで及び平成17年6月から平成21年8月までの期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成14年10月から平成15年8月まで、平成17年5月、平成17年6月、平成20年1月から平成21年8月までの期間については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額及び上記1の表の第三欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(平成17年5月を除く。)を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄(平成17年5月については第二欄)に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄(平成17年5月については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第三欄(平成17年5月については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成11年5月から平成13年2月までの期間については、A社は、平成18年以前の貸金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、A社からの給与の振込先とする株式会社B銀行の預金取引明細照会(流動性)の振込額からは、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成11年5月から平成13年2月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成11年5月から平成13年2月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成21年9月から平成22年3月までの期間については、A社が提出した貸金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、平成21年9月から平成22年3月までの期間については、前述の貸金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、既に厚生年金保険法第75条本文の規定により記録されているオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、同法第75条本文の規定による記録の訂正を行う必要はない。

- 5 請求期間のうち、平成22年4月については、前述の貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、平成22年4月については、前述の貸金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法第75条

本文の規定による標準報酬月額の訂正は認められない。